

# 平成 31 年 第 3 回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：平成 31 年 3 月 25 日（月）午後 1 時 30 分

と ころ：三朝町役場 第 4 会議室

## 1 開 会

## 2 前回議事録承認 塩谷委員、芦田委員

## 3 議事録署名委員指名

## 4 報告事項

三朝町高校生等通学補助金交付要綱の一部改正について  
三朝町中学校生徒派遣費等補助金交付要綱の一部改正について  
三朝町立小学校児童派遣費等補助金交付要綱の一部改正について  
三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱の設定  
平成 31 年度準要保護児童生徒の認定について  
1 学期春のふれあい運動について  
新入学児童に対する交通安全啓発品の贈呈について

## 5 議 事

議案第 8 号 平成 31 年度小中学校職員等の配置について  
議案第 9 号 三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について  
議案第 10 号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について  
議案第 11 号 三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部改正について  
議案第 12 号 三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部  
改正について  
議案第 13 号 三朝町教育委員会公印規則の一部改正について  
議案第 14 号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について  
議案第 15 号 平成 31 年度小中学校医等の委嘱について  
議案第 16 号 平成 31 年度三朝町心の教室相談員の任命について

## 6 協議事項 みささっ子教育ビジョンの策定について

## 7 その他

## 8 閉 会

次回定例会：平成31年 4 月 日（ ） ： ～ （参考H30. 4. 16：月）

#### 4 報告事項

##### 【教育総務課】

月日	時間	区分	内容
経過			
2月19日(火)	13:00-	学 校	南小学校PTA要望【三朝町役場】
	13:30-	教育委員	教育委員会第2回定例会【三朝町役場】
	15:00-	教育委員	教育懇談会【三朝町役場】
2月20日(水)	15:00-	教 育 長	倉吉補導センター評議員会【倉吉交流プラザ】
2月21日(木)	19:00-	教育総務課	統合準備委員会第6回PTA組織部会【三朝町役場】
2月22日(金)		学 校	町内3小学校交流【西小学校】
	16:00-	教育総務課	町教育研究会臨時評議員会【文化ホール】
	18:00-	教育総務課	三朝町PTA連絡協議会役員会【三朝町役場】
2月25日(月)	10:30-	三 朝 町	三朝町議会第2回臨時議会【三朝町役場】
2月28日(木)	10:00-	教育総務課	産業民生常任委員会(校歌披露)【三朝町役場】
3月1日(金)	19:00-	学 校	西小PTA臨時総会【西小学校】
3月2日(土)	10:00-	教 育 長	倉吉鴨水館卒館式【鴨水会館】
3月4日(月)	9:30-	学 校 長	第11回小中学校校長会【三朝町役場】
3月5日(火)	～7日	学 校	東小インフル臨時休業(午後から)【東小学校2年】
3月6日(水)	～19日	三 朝 町	三朝町議会第3回定例会【三朝町役場】
	19:50-	学 校	南小学校PTA臨時総会【南小学校】
3月7日(木)	19:00-	学 校	三朝小学校PTA役員会【三朝町役場】
3月9日(土)	9:00-	教 育 長	スポ少指導者育成者研修会【文化ホール】
3月11日(月)	9:30-	学 校	中学校卒業式【中学校】
3月12日(火)	19:00-	学 校	東小学校PTA臨時総会【東小学校】
3月13日(水)	13:30-	教育委員	教育委員会第1回臨時会【三朝町役場】
	14:30-	学 校 長	第12回校長会【三朝町役場】
	19:00-	学 校	三朝小学校PTA役員会【三朝町役場】
3月15日(金)		学 校	県立高校入試合格発表
3月16日(土)	9:00-	教 育 長	青空体験塾閉塾式【文化ホール】
3月17日(日)	9:30-	教 育 長	教育委員会表彰式【三朝町役場】
	14:00-	学 校	南小学校閉校記念行事【南小学校】
3月18日(月)	9:30-	教育委員	教育委員会第2回臨時会【三朝町役場】
	14:00-	教育総務課	児童玄関塗装作業【西小学校】
3月19日(火)	9:30-	学 校	小学校卒業式【各小学校】
3月20日(水)	10:00-	教 育 長	中部子ども支援センター修了式【中部子ども支援センター】
3月22日(金)		学 校	小中学校修了式【各学校】
	10:00-	学 校	西小学校・南小学校閉校式【西小学校、南小学校】
3月23日(土)	8:30-	教育総務課	小学校廊下塗装【西小学校】
	9:30-	学 校	東小学校閉校式・閉校記念行事【東小学校】
3月24日(日)	8:30-	学 校	三朝小学校物品・備品移転作業【3小学校】
3月25日(月)	9:00-	教 育 長	みささこども園卒園式【こども園】
	13:30-	教育委員	教育委員会第3回定例会【三朝町役場】
予定			
3月25日(月)	18:30-	教育総務課	学校幹部職員送別会【プランナールみささ】

3月26日 (火) 19:00-	教育総務課	三朝町立小学校統合準備委員会【文化ホール】
3月30日 (土) 18:00-	教育総務課	三徳・小鹿地域協議会連絡会【バンビセンター】
4月1日 (月) 8:40-	教育総務課	教育委員会辞令交付式【三朝町役場】
4月4日 (木) 13:00-	教 育 長	県町村教育長会【日吉津村】
4月7日 (日)	三 朝 町	県知事・県議会議員選挙
4月8日 (月) ~12日	教育総務課	1学期春のふれあい運動
	学 校	小中学校始業式【小中学校】
9:00-	学 校	三朝小学校開校式【三朝小学校】
4月9日 (火) 9:30-	学 校	三朝小学校入学式【小学校】
13:30-	学 校	三朝中学校入学式【中学校】
4月10日 (水) 10:00-	三 朝 町	第65回三朝町戦没者・公務殉職者合同追悼式【ブランナールみささ】
4月12日 (金) 9:30-	学 校 長	第1回校長会【三朝町役場】
4月15日 (月) 11:00-	教 育 長	県町村教育長会【白兔会館】
13:30-	教 育 長	県・市町村教育行政連絡協議会【白兔会館】
4月18日 (木) 16:00-	教 育 長	郡・中部教育長会【米小旅館】
18:00-	教 育 長	中部教育行政歓送迎会【米小旅館】
4月20日 (土) 9:00-	教 育 長	青空体験塾開塾式【文化ホール】
4月24日 (水) ~25日	学 校	小学校修学旅行【広島方面】
9:30-	三 朝 町	春の区長会 (高勢、小鹿、三徳)
4月26日 (金) 9:30-	三 朝 町	春の区長会 (竹田、三朝、賀茂)

三朝町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正する。

**【改正理由】**

- (1) 特別支援学校の高等部に通学する生徒のうち、特別支援教育就学奨励費認定者については、自宅から学校までの通学費に対して別に補助を受けているため、本補助制度の対象から除外する。

**【改正内容】**

- (1) 第3条第2項に補助対象としない者の規定を追記する。

**【施行期日】**

平成 31 年 4 月 1 日

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。</u></p> <p><u>(1)保護者（三朝町内に住所を有する者に限る。以下同じ。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者</u></p> <p><u>(2)特別支援教育就学奨励費の支給決定を受けている者</u></p> <p><u>(3)その他通学費の補助を別に受けている者</u></p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>高校生等の保護者（三朝町内に住所を有する者に限る。以下同じ。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているときは、補助の対象としない。</u></p>

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行し、同月分の通学費から適用する。

三朝中学校生徒派遣費等補助金交付要綱の一部を改正する。

**【改正理由】**

- (1) 対象となる大会を主催又は共催する団体の名称変更に対応する。
- (2) 対象となる大会出場に係る宿泊費及び参加費の支払方法が口座振込指定の場合の振込手数料について、補助対象経費の支払いに付随して発生する必要費用であるため、補助対象経費として新たに加えたい。
- (3) 補助対象経費である旅費の算定基準について明記する。

**【改正内容】**

- (1) 第2条第1項に記載のある団体名称を更新する。
- (2) 第4条第1項に、補助対象となる経費の支払方法が口座振込指定の場合の振込手数料を新たに追加する。
- (3) 第5条第1項を追加し、補助対象経費である旅費の計算は、三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）の規定を準用することとする。

**【施行期日】**

平成31年4月1日

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（移動条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(交付目的)</p> <p>第2条 町は、<u>公益財団法人日本中学校体育連盟</u>、<u>全国中学校文化連盟</u>若しくは<u>一般社団法人全日本合唱連盟</u>又はこれらの団体傘下の団体が主催又は共催する中国大会以上の大会その他教育長が特に認める大会に教育活動の一環として参加する三朝中学校の生徒等に対し、学校教育活動の振興を図るため、予算の範囲内で本補助金を交付する。</p> <p>(本補助金の額)</p> <p>第4条 本補助金の額は、前条の対象者に係る<u>旅費、宿泊費、参加費及びそれらの支払方法として口座振込が指定されている場合はその振込手数料</u>の合計額（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、主催団体等から別に補助がある場合は、当該補助額を控除した額とする。</p>	<p>(交付目的)</p> <p>第2条 町は、<u>財団法人日本中学校体育連盟</u>、<u>全国中学校文化連盟</u>若しくは<u>社団法人全国合唱連盟</u>又はこれらの団体傘下の団体が主催又は共催する中国大会以上の大会その他教育長が特に認める大会に教育活動の一環として参加する三朝中学校の生徒等に対し、学校教育活動の振興を図るため、予算の範囲内で本補助金を交付する。</p> <p>(本補助金の額)</p> <p>第4条 本補助金の額は、前条の対象者に係る<u>旅費、宿泊費及び参加費</u>の合計額（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、主催団体等から別に補助がある場合は、当該補助額を控除した額とする。</p>

<p>(本補助金の算定基準)</p> <p><u>第5条</u> 補助対象経費である旅費の計算は、<u>三朝町職員等の旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第67号)</u>の規定を準用する。</p> <p>(本補助金の申請等)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(本補助金の交付)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第8条</u> 略</p>	<p>(本補助金の申請等)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(本補助金の交付)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第7条</u> 略</p>
--	---

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。



三朝町立小学校児童派遣費等補助金交付要綱の一部を改正する。

**【改正理由】**

- (1) 対象となる大会出場に係る宿泊費及び参加費の支払方法が口座振込指定の場合の振込手数料について、補助対象経費の支払いに付随して発生する必要費用であるため、補助対象経費として新たに加えたい。
- (2) 補助対象経費である旅費の算定基準について明記する。

**【改正内容】**

- (1) 第4条第1項に、補助対象となる経費の支払方法が口座振込指定の場合の振込手数料を新たに追加する。
- (2) 第5条第1項を新たに追加し、補助対象経費である旅費の計算は、三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）の規定を準用することとする。

**【施行期日】**

平成31年4月1日

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(本補助金の額)</p> <p>第4条 本補助金の額は、前条の対象者に係る旅費、宿泊費、<u>参加費及びそれらの支払方法として口座振込が指定されている場合はその振込手数料</u>の合計額（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、主催団体等から別に補助がある場合は、当該補助額を控除した額とする。</p> <p><u>(本補助金の算定基準)</u></p> <p>第5条 <u>補助対象経費である旅費の計算は、三朝町職員等の旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第67号)の規定を準用する。</u></p> <p>(本補助金の申請等)</p> <p>第6条 略</p> <p>(本補助金の交付)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(本補助金の額)</p> <p>第4条 本補助金の額は、前条の対象者に係る旅費、宿泊費<u>及び参加費</u>の合計額（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、主催団体等から別に補助がある場合は、当該補助額を控除した額とする。</p> <p>(本補助金の申請等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(本補助金の交付)</p> <p>第6条 略</p>

(その他) 第8条 略	(その他) 第7条 略
----------------	----------------

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

三朝町告示第 号

三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱を次のように定める。

平成 31 年 月 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金の交付について、三朝町補助金等交付規則（平成 17 年三朝町規則第 13 号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 町は、児童及び生徒に係る保護者の通学費の負担の軽減を図り、もって義務教育の円滑な実施に資するため、三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助の対象)

第 3 条 補助金の対象者は、三朝町立の小中学校に通う三朝町に住所を有する児童及び生徒で、次に掲げる者とする。

- (1) 居住する集落から小学校までの片道の通学距離が 2 キロメートル以上で路線バスを利用して通学する児童（別表において「1号該当者」という。）
- (2) 前号に掲げる者のほか、居住する集落から小学校までの片道の通学距離が 2 キロメートル以上の者（別表において「2号該当者」という。）
- (3) 居住する集落から中学校までの片道の通学距離が 2 キロメートル以上で路線バスを利用して通学する生徒（別表において「3号該当者」という。）
- (4) 前号に掲げる者のほか、居住する集落から中学校までの片道の通学距離が 2 キロメートル以上の者（別表において「4号該当者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、要保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。）である児童及び生徒は、補助の対象としない。

(補助金の算定基準等)

第 4 条 補助金の額の算定基準及び支給方法は、別表に定めるところによるものとし、予算の範囲内で交付する。

(補助金交付手続の委任)

第 5 条 補助金の交付について、当該児童及び生徒の保護者は、その手続を三朝町教育委員会教育長に委任することができる。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱の廃止)

2 三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱（平成 6 年三朝町教育委員会告示第 1 号）は、廃止する。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

区分	算定基準	支給方法
1号該当者	<p>1 稼業日（1年の日数から三朝町立小・中学校管理規則（平成 12 年三朝町教育委員会規則）第 7 条に定める休業日を除いた日数。以下同じ。）の通学に要するバス定期券の価格</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、通常の通学経路によらず三朝東学童クラブ又は三朝南学童クラブを利用する児童については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める価格</p> <p>（1）集落の最寄りの停留所が余戸停留所である児童で三朝東学童クラブを利用する児童 稼業日の通学に要する片柴停留所から三朝町役場停留所までのバス定期券の価格</p> <p>（2）集落の最寄りの停留所が下久原停留所若しくは上久原停留所又は曹源寺停留所である児童で三朝南学童クラブを利用する児童 稼業日の通学に要する南小学校前停留所から三朝西小学校前停留所までのバス定期券の価格</p> <p>3 集落から最寄りの停留所までの距離の往復に相当する距離に 1 キロメートル当たり 16 円を乗じて得た額に稼業日を乗じて得た額（集落から最寄りの停留所までの距離が 1 キロメートル以上である場合に限る。）</p> <p>4 その他町長が必要と認める経費</p>	<p>1 及び 2 年 3 回に分けてバス定期券により支給</p> <p>3 年 3 回に分けて現金により支給</p> <p>4 町長が別に定める方法により支給</p>
2号該当者	<p>1 月当たり、集落から小学校までの片道の通学距離から 2 キロメートルを減じた距離（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 81 条の規定により設置する特別支援学級に在籍する児童については、集落から小学校までの片道の通学距離）の往復に相当する距離に 1 キロメートル当たり 16 円を乗じて得た額に 20 を乗じて得た額又は 1 号該当者の算定基準により算定した額に 10 分の 1 を乗じて得た額のいずれか少ない方の額（10 月分を限度とする。）</p>	<p>年 3 回に分けて現金により支給</p>

3号該当者	1月当たりの通学に要するバス定期券の価格及び集落から最寄りの停留所までの距離の往復に相当する距離に1キロメートル当たり16円を乗じて得た額(集落から最寄りの停留所までの距離が1キロメートル未満の場合は、0円)に20を乗じて得た額の合計額から5,760円を減じた額(10月分を限度とする。)	年3回に分けて現金により支給
4号該当者	1月当たり、集落から中学校までの片道の通学距離から2キロメートルを減じた距離の往復に相当する距離に1キロメートル当たり16円を乗じて得た額に20を乗じて得た額又は3号該当者の算定基準により算定した額のいずれか少ない方の額(10月分を限度とする。)	年3回に分けて現金により支給

## 報告事項

### 平成 31 年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり平成 31 年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第 8 号）第 2 条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

平成 31 年 3 月 25 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第 2 条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第 2 条(1)ア	要保護者（生活保護法第 6 条第 2 項）
第 2 条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第 2 条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A 会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

## 平成31年度 大人の背中運動実施計画

三朝町心の教育推進委員会

### (3大目標)

- 1 ふれあい運動（あいさつ運動）をしよう。
- 2 履物をそろえよう。
- 3 ノーテレビデーを推進しよう。

### 1 平成31年度 三朝町ふれあい運動推進計画

1. 目的 三朝町の子どもたちに挨拶や声かけをする等、全町をあげてふれあい運動を推進することで子どもたちの健全な育成に努める。
2. 期 日 各学期始まりの5日間を「ふれあい運動推進強調週間」とする。
  - ① 1学期春のふれあい運動（小中学校始業式から5日間）  
平成31年4月8日（月）～12日（金）  
午前7時30分 ～ 8時10分
  - ② 2学期秋のふれあい運動（小学校始業式から5日間）  
平成31年8月26日（月）～8月30日（金）  
午前7時30分 ～ 8時10分
  - ③ 3学期冬のふれあい運動（小学校始業式から5日間）  
平成32年1月7日（火）～14日（火）  
午前7時30分 ～ 8時10分  
(ただし1月11日（土）～13日（月）は実施しない)
3. 方法 保育園、学校、家庭、地域が期間中一斉に取り組む。  
各場所での街頭指導をお願いします。
4. その他
  - ①ふれあい運動の腕章をして、声かけをしていく。
  - ②広報啓発について（広報車パトカー、広報誌、防災無線、お便りなど）

### 2 履物をそろえよう

- ・ 各保育園、学校、地域の公民館、家庭で実施する。

### 3 ノーテレビデーを推進しよう

- ・ 各保育園、学校が連携して取り組む。



平成31年2月25日

三朝小学校 様

(一財)鳥取県交通安全協会 倉吉地区協会

会長 青木 邦男



新入学児童に対する交通安全啓発品の贈呈について

平素は、交通安全教育の普及にご理解とご協力をいただき感謝を申し上げます。

交通安全協会では児童の交通事故皆無を願い、些小ながら新入学児童全員に交通安全啓発品を贈呈させていただくことといたしました。

つきましては、該当児童へ配布していただきますようお願い申し上げます。

なお、贈呈品が不足の場合は、三朝町教育委員会に予備をお渡ししておりますので

そちらまでご連絡下さい。

※ 贈呈品「下敷き」 45 枚

【社会教育課】 平成31年3月～4月の報告及び取組について

日時			事業名等	場所	備考
3月4日	月	16:30	日本海新聞ふるさと大賞表彰式 ・地域貢献賞：南小さいとりさし少年団 ・スポーツ功労賞：高田麻鈴さん(高3)	町役場	
3月6日	水	16:00	郡体育協会理事会	中部総合	
3月9日	土	9:30	町スポーツ少年団指導者・育成者研修会	文化ホール	
3月9日 -10日	土日		とっとりからグリーンウェイブの風を! in倉吉	未来中心	シンポジウム・映画・ 自然塾・展示等
3月10日	日	13:30	差別事件報告・人権確立をめざす鳥取県 民集会	倉吉体文	
3月16日	土	9:00	青空体験塾(ソバうち体験/閉塾式)	文化ホール	NPO里山地域研究会
3月17日	日	9:30 13:00	町長表彰・町教育委員会表彰 表彰式 三徳山調査 成果報告会	町役場 文化ホール	
3月20日	水	14:00	郡社会教育協議会	中部総合	
3月25日	月	13:30	県人権文化センター臨時総会	ふれあい会館	
3月26日	火	13:30	倉吉地区少年補導センター運営委員会	交流プラザ	
3月28日	木	13:30	県スポーツ少年団委員総会	倉吉体文	

4月3日	水	15:00	H30文化財関係補助事業完了検査	中部総合	
4月8日	月	15:30	郡体育協会理事会	町役場	
4月14日	日	8:20	町グラウンド・ゴルフ(春季)大会	健康むら	
4月15日	月	18:30	中部地区社会教育関係者歓送迎会	倉吉シティホテル	
4月16日	火	13:30	県人権教育推進協議会理事会	倉吉体文	
4月20日	土	9:00	青空体験塾(開塾式・運動会等)	文化ホール	
4月23日	火		街頭補導	町内	

- ▶ 4月7日(日) 鳥取県知事・県議会議員選挙期日
- ▶ 4月21日(日) 三徳山御幸行列
- ▶ 5月3日(金)～4日(土) ジンショ〔三朝区陣所保存会〕

西暦	月
2019	4

### 月間スケジュール 4月

	行事	備考
1日 (月)	休館日	
2日 (火)		
3日 (水)	移動図書館	田代・三徳センター
4日 (木)	移動図書館／お話し会・配本 本の宅配 / 消費者相談 (2階会議室)	賀茂保育園・支援センター・三喜苑 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田
5日 (金)		
6日 (土)		
7日 (日)		
8日 (月)	休館日	
9日 (火)	移動図書館	菜の花
10日 (水)	移動図書館	恋谷・三朝・レスポワール・西学童
11日 (木)	移動図書館 移動図書館／東小話し会	上西谷・下畑・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
12日 (金)		
13日 (土)		
14日 (日)		
15日 (月)	休館日	
16日 (火)		
17日 (水)	移動図書館／竹田保育園話し会	加谷・竹田保育園・下西谷 三朝中学校・大柿・南学童・竹田公民館
18日 (木)	移動図書館／本の宅配 消費者相談 (2階会議室)	みささこども園・温泉病院
19日 (金)		
20日 (土)		
21日 (日)		
22日 (月)	休館 (図書館)	
23日 (火)		
24日 (水)	移動図書館	西学童
25日 (木)	休館整理日	神倉配本
26日 (金)		
27日 (土)		
28日 (日)		
29日 (月)	休館日	
30日 (火)	休館日 (祝日休館日)	

## 議案第8号

### 平成31年度小中学校職員等の配置について

次のとおり平成31年度小中学校職員等の配置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定により、本委員会の意見を求める。

平成31年3月25日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

#### 《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第9号

三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第4号により、本委員会の同意を求める。

平成31年3月25日提出

三朝町教育委員会教育長 西田寛司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則  
（委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 10 号

三朝町教育委員会事務局職員の任命について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求め  
る。

平成 31 年 3 月 25 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を  
教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関  
すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則  
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事  
に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

## 議案第 11 号

### 三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号により、本委員会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 25 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

#### 1 改正理由

組織改正に伴う関係する規則の改正

#### 2 改正規則

三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正

三朝町教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正

#### 3 改正内容

別紙のとおり

#### 《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 三朝町教育委員会事務局組織規則(平成24年三朝町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示、削除項及び別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削る。

改正後	改正前
<p>(機関の分類及び機能の発揮)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 その他の機関とは、前2項に規定するもの以外の機関で、教育委員会と三朝町長との協議により、教育委員会で所掌することが適当と認められるものをいう。</p> <p>6 略</p>	<p>(機関の分類及び機能の発揮)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 その他の機関とは、前2項に規定するもの以外の機関で、教育委員会と三朝町長との協議により、教育委員会で所掌することが適当と認められるもの(三朝町総合文化ホールを除く。)をいう。</p> <p>6 略</p>
<p>(課等の設置)</p> <p>第3条 事務局に次の組織を置く。</p> <p>(1) 教育総務課 教育総務係</p> <p>(2) 社会教育課 社会教育係、文化財係、図書館</p>	<p>(課及び室の設置)</p> <p>第3条 事務局に次の組織を置く。</p> <p>(1) 教育総務課 教育総務係、<u>小学校統合準備室</u></p> <p>(2) 社会教育課 社会教育係、文化財係、<u>総合文化ホール</u>、図書館</p>



<p>(職制)</p> <p>第5条 課及び係にそれぞれの長を置く。 2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 第1項の長又は第2項の参事を補佐し、第1項の長又は第2項の参事に事故ある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、係に主査を置くことができる。</p> <p>7 前項の規定による職員を2人以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、当該課長が定めるものとする。</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>1 教育総務課 教育総務係 略</p> <p>2 社会教育課 社会教育係 (1)～(17) 略</p> <p>(18) 略 文化財係 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第5条 課、<u>室</u>及び係にそれぞれの長を置く。 2～4 略</p> <p>5 <u>室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 第1項の長又は第2項の参事を補佐し、第1項の長又は第2項の参事に事故ある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、<u>室又は係に主幹若しくは主査を置くことができる。</u></p> <p>8 <u>前項の主幹又は主査を補佐させるため、必要があると認めるときは、副主幹を置くことができる。</u></p> <p>9 前2項の規定による職員を2人以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、当該課長が定めるものとする。</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>1 教育総務課 教育総務係 略 <u>小学校統合準備室</u> <u>小学校の統合に関すること。</u></p> <p>2 社会教育課 社会教育係 (1)～(17) 略</p> <p>(18) <u>三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例(平成7年三朝町条例第15号)第2条の規定により設置された三朝町総合文化ホール・交流促進センターの管理に関すること。</u></p> <p>(19) 略 文化財係 略</p>
---	--

(三朝町教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正)

第2条 三朝町教育委員会職員の職名に関する規則(平成18年三朝町教育委員会規則第3号)の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)を削る。

改正後	改正前
<p>(職名の付与)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 役付職員の組織上の職名には、課又はこれらに準ずる組織上の名称を付するものとする。</p> <p><u>(再任用職員の職名等)</u></p> <p><u>第6条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の職名及び職務の内容は、この規則の規定にかかわらず、三朝町職員(再任用職員に限る。)の例による。</u></p> <p>(非常勤職員等の職名)</p> <p>第7条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(職名の付与)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 役付職員の組織上の職名には、課、<u>室</u>又はこれらに準ずる組織上の名称を付するものとする。</p> <p>(非常勤職員等の職名)</p> <p>第6条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 議案第 12 号

三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号により、本委員会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 25 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

### 1 改正理由

組織改正に伴う関係する規程の改正

### 2 改正内容

別紙のとおり

#### 《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令

三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程（昭和 62 年三朝町発教総第 901 号の 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削る。

改正後			改正前		
(代決の順序) 第 5 条 正当決裁権者が不在のときは、次の表に定める順位によりその事務を代決することができる。			(代決の順序) 第 5 条 正当決裁権者が不在のときは、次の表に定める順位によりその事務を代決することができる。		
正当決裁権者	第 1 順位者	第 2 順位者	正当決裁権者	第 1 順位者	第 2 順位者
略		略	略		略
		主務館長 主務所長			<u>主務室長</u> 主務館長 主務所長
2 及び 3 略			2 及び 3 略		
別表（第 4 条関係）			別表（第 4 条関係）		
教育総務課長専決事項			教育総務課長専決事項		
(1)～(26)			(1)～(26)		
(27) <u>独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付金の請求に関すること。</u>			(27) <u>日本体育・学校健康センターの給付金の請求に関すること。</u>		
(28) 及び (29) 略			(28) 及び (29) 略		
社会教育課長専決事項 略			社会教育課長専決事項 略		
社会教育課参事専決事項			社会教育課参事専決事項		
(1)～(35) 略			(1)～(35) 略		
<u>(36)</u> 略			<u>(36)</u> 常例的な三朝町総合文化ホールの管理運営に関すること。		
			<u>(37)</u> 略		

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 13 号

### 三朝町教育委員会公印規則の一部改正について

次のとおり三朝町教育委員会公印規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号により、本委員会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 25 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

#### 1 改正理由

三朝町立三朝小学校を設置するため

#### 2 改正内容

別紙のとおり

#### 《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第1条 三朝町教育委員会公印規則（昭和51年三朝町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加え、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄空下線が引かれた部分（条の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関（以下「教育機関等」という。）における公印に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(教育委員会及び教育長等の印)</u></p> <p>第2条 <u>教育委員会印、教育長印及び教育長職務代理者印は、別表第1に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(教育機関等の印)</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関（における公印に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(公印の種類及び形式等)</u></p> <p>第2条 <u>公印の種類、形式、書体、寸法及び保管者は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(公印の告示)</u></p> <p>第3条 <u>公印を調製し、又は改刻したときは印影及び使用の開始期日を、廃棄したときは廃棄の期日を告示するものとする。</u></p>

第3条 教育機関等の印は、別表第2に定めるとおりとする。

(保管の方法)

第4条 公印は、厳正に取り扱い、使用しない場合には、堅ろうな容器に納めて、これに錠を施さなければならない。

2 略

3 教育総務課長は、公印台帳（様式第1号）を備え、全ての公印をこれに登録し、第2条に規定する公印について保管の責に任ずる。

4 第3条に規定する公印は、それぞれの保管者が保管の責に任ずる。

(公印の使用)

第5条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済文書を添え、当該公印の保管者に決裁文書を提示し、その承認を受けなければならない。

(印影の印刷)

第6条 特に事務能率の向上のため必要があると認められる場合には、公印の印影を文書に印刷して、公印の押印に代えることができる。この場合において、文書の大きさ等によりやむを得ないときは、公印の印影を縮尺することができる。

2 保管者は前項の規定による公印の印影を印刷しようとするときは、教育総務課長の承諾を受けなければならない。

3 印影を印刷した文書は、保管者において厳正に管理し、書き損じ等の処分については十分留意しなければならない。

(電子印の使用)

第7条 電子計算機による事務処理で特に必要があると認めるときは、電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印」という。）を文書に打ち出すことにより公印の押印に代えることができる。

(保管の方法)

第4条 公印は、厳正に取り扱い、使用しない場合には、堅ろうな容器に納めて、これに錠を施さなければならない。

2 略

2 保管者は前項の規定により電子印を使用  
 するときは、教育総務課長の承諾を得なければ  
 ならない。

(公印の調製、改刻及び廃棄の申請)

第8条 公印の保管者は、公印を調製し、改刻  
 し、又は廃棄する必要があると認めた場合  
 は、公印調製(改刻)(廃棄)申請書(様式  
 第2号)を教育長に提出し、その承認を受け  
 なければならない。

(公印の事故)

第9条 略

(公印の調製、改刻及び廃棄の申請)

第5条 公印の保管者は、公印を調製し、改刻  
 し、又は廃棄する必要があると認めた場合  
 は、公印調製(改刻)(廃棄)申請書(様式  
 第1号)を教育長に提出し、その承認を受け  
 なければならない。

(公印台帳)

第6条 保管者は、公印台帳(様式第2号)を  
 備え、公印の種類、印影その他必要な事項を  
 登録しておかなければならない。

(公印の事故)

第7条 略

(公印の使用)

第8条 公印を使用するときは、当該公印の保  
 管者に決裁文書を提示し、その承認を受けな  
 ければならない。

第2条 三朝町教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

公印の種類	形式	書体	寸法 (ミリメー トル)	使用区分	印材	保管者
東伯郡三朝町 教育委員会印	(1)	古印体	方 24	一般文書 横書き	木	教育総務 課長
東伯郡三朝町 教育委員会印	(2)	古印体	方 24	一般文書 縦書き	木	〃
東伯郡三朝町 教育委員会教 育長の印	(3)	古印体	方 18	一般文書	木	〃



東伯郡三朝町 教育委員会教 育長職務代理 者印	(4)	古印体	方 18	一般文書	木	〃
----------------------------------	-----	-----	------	------	---	---

形式

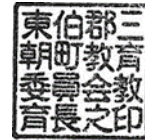
(1)



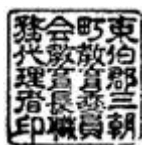
(2)



(3)



(4)



別表第2 (第3条関係)

公印の種類	形式	書体	寸法 (ミリメー トル)	使用区分	印材	保管者
鳥取県東伯郡 三朝中学校印	(1)	てん書体	方 46	卒業証書 及び表彰 状	木	三朝中学 校長
鳥取県東伯郡 三朝中学校長 の印	(2)	てん書体	方 21.5	一般文書	木	〃
鳥取県三朝町 立三朝中学校 長職務代理者 の印	(3)	古印体	方 21	一般文書	木	〃
鳥取県東伯郡 三朝小学校印	(4)	てん書体	方 45	卒業証書 及び表彰 状	木	三朝小学 校長
鳥取県東伯郡 三朝小学校長 の印	(5)	古印体	方 18	一般文書	木	〃

鳥取県三朝町 立三朝小学校 長職務代理者 の印	(6)	古印体	方 18	一般文書	木	教育総務 課長
町立みささ図 書館長の印	(7)	てん書体	方 18	一般文書	木	図書館長

形式

(1)



(2)



(3)



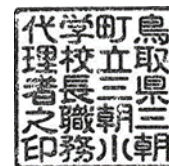
(4)



(5)



(6)



(7)



第3条 三朝町教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

様式第2号(第6条関係)を様式第1号(第4条関係)に改める。

様式第1号(第5条関係)を様式第2号(第8条関係)に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 議案第 14 号

### 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について

次のとおり三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号により、本委員会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 25 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

#### 【改正理由】

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 39 号）（平成 30 年 6 月 1 日公布）の施行に伴う改正

#### 【改正内容】

法の改正内容に合わせた規則改正を行う。

- ・第 9 条第 1 項の改正規定及び同条第 2 項の削除規定は、改正後の同条第 2 項の追加規定による用語の整理に伴うもの。
- ・第 9 条第 2 項の追加規定は、小学校、中学校において、文部科学省検定済教科書の内容を電磁的に記録した「デジタル教科書」がある場合には、教育課程の一部において、教科書に代えて使用することにより、「使用義務」の履行を認める特別な教材として「デジタル教科書」を使用できることとするもの。

#### ※改正後の第 2 項に定義する「教科書代替教材」について

一部改正法による改正後の著作権法第 33 条の 2 第 1 項に規定する「教科用図書代替教材」に倣ったもので、第 9 条第 1 項で「教科書」の用語を使用していることから、この表現を合わせるため「教科書代替教材」とするもの。

- ・第 10 条の改正及び第 11 条の削除については、学校教育法第 34 条第 4 項に規定される補助教材の選定について整理を行うもの。

#### 【施行期日】

法律の施行期日（平成 31 年 4 月 1 日）

#### 《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

○学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- ② 前項に規定する教科用図書(以下この条において「教科用図書」という。)の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実に図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。
- ③ 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。
- ④ 教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。
- ⑤ 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)については、政令で定める。  
(昭28法167・昭45法48・昭58法78・平11法160・一部改正、平19法96・旧第21条繰下、平30法39・一部改正)

三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

三朝町立小・中学校管理規則（平成12年三朝町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「削除条項」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教科書)</p> <p>第9条 <u>学校において使用する教科書</u>（<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書及び同法附則第9条第1項に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）</u>）は、教育委員会が採択するものとする。</p> <p><u>(教材の使用等)</u></p> <p>第10条 <u>学校は、学校教育法第34条第2項及び第3項（これらの規定を同法第49条及び附則第9条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）</u></p>	<p>(教科書)</p> <p>第9条 教科書は、<u>文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、教育委員会が採択するものとする。</u></p> <p><u>2 学校は、教育委員会が採択した教科書を使用しなければならない。</u></p> <p><u>(教材の届出)</u></p> <p>第10条 <u>学校が、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</u></p>

に規定する教材をいう。以下同じ。）の定めるところにより、教科書に代えて同法第34条第2項に規定する教材（以下「教科書代替教材」という。）を使用することができる。

2 学校は、教科書及び教科書代替教材以外の教材（以下「補助教材」という。）で教育上有益適切であるものは、これを使用することができる。

3 学校は、教科書代替教材及び補助教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮するものとする。

（教材の届出）

第11条 校長は、次に掲げる教材を使用するときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

（1）教科書代替教材

（2）教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）

（3）学年若しくは学級の全員又は特定の集団全員の教材として、計画的かつ継続的に教科書、教科書代替教材又は準教科書と併せて使用する副読本その他の図書

（校長の職務）

第21条 学校教育法第37条第4項又は同法

（副読本等）

第11条 学校が学年又は学習集団若しくは特定の集団全員に教科書又は準教科書の補助教材として副読本及びこれらに類する図書を、計画的、継続的に使用させる場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

（校長の職務）

第21条 学校教育法（昭和22年3月31日法

第49条で準用する同法第37条第4項に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 略

律第26号 第37条第4項又は同法第49条で準用する同法第37条第4項に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 略

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 15 号

平成 31 年度小中学校校医等の委嘱について

次のとおり平成 31 年度小中学校校医等の委嘱について、教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり委嘱したいので、本委員会の意見を求める。

平成 31 年 3 月 25 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町立小・中学校管理規則

（学校医・学校歯科医及び学校薬剤師）

第 24 条 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。



議案第 16 号

平成 31 年度三朝町心の教室相談員の任命について

次のとおり平成 30 年度三朝町心の教室相談員の任命について、教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり任命したいので、本委員会の意見を求める。

平成 31 年 3 月 25 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則  
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9）社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町心の教室相談員設置規則  
（任命）

第 3 条 相談員は、三朝町教育委員会が任命する。